

# お知らせ

## 介護サービスの利用者負担は軽減措置があります

介護保険の介護サービスを利用している人で、次の要件に該当する場合は、申請により食費や居住費の負担額軽減が受けられます。申請いただいた月の初日から軽減の対象となりますので、手続きがまだの方は、申請を行ってください。

注：施設の種類により、対象とならない場合があります。

【申請先】市役所東別館 1 階高齢福祉介護課

### ○介護保険負担限度額認定

介護施設の食費や居住費の負担額を軽減します。

【対 象】市民税非課税世帯の人

【軽減後負担額】

利用者本人の所得等で3段階に分かれます。

|      | 対 象 者                      | 食 費<br>(日 額) | 居 住 費(多床室)<br>(日 額) |
|------|----------------------------|--------------|---------------------|
| 第1段階 | 老齢福祉年金受給者または、生活保護受給者       | 300円         | 0円                  |
| 第2段階 | 前年の課税年金収入額<br>+本人所得が80万円以下 | 390円         | 320円                |
| 第3段階 | 上記1段階・2段階以外                | 650円         | 320円                |

### ○社会福祉法人等利用者負担軽減

社会福祉法人の介護サービスを利用した場合の負担額を軽減します。

【対 象】次の要件すべてに該当する人

- ・生活保護を受給していない
- ・市民税非課税世帯
- ・前年の本人収入が150万円以下
- ・預貯金額が350万円以下
- ・負担能力のある親族等に扶養されていない

【軽減額】利用者負担額の4分の1

お問合せは、市高齢福祉介護課(☎657789)へ。

## 第1回「福祉のまちづくり講座」参加者募集

出発シンポジウム 仲間づくりは地域づくり

【会場】長浜文化芸術会館ホール  
北川憲司氏  
(滋賀地方自治研究センター副理事長)

【日時】6月29日(金)  
午後6時30分～  
午後8時30分

人口減少・少子高齢化が進む中、人と人とのつながりや地域づくりがより大切なものとなってきました。特に団塊の世代の人に活躍していただければ、それは大きな力になります。様々な活動は、心身の健康維持と地域の活性化、介護予防につながります。

「あなたの知恵と情熱と遊び心を活かす」自分探しのきっかけをみつけに是非お越しください。

【内容】★1部 講演  
「これからの地域をどのように支えるのか」  
★2部 パネルディスカッション  
「仲間づくり実践活動」  
●コーディネーター 北川憲司氏  
地域で仲間づくりや地域づくりに取り組んでおられる個人・グループの活動報告等

【定員】460人 ※先着順

【受講料】無料

【締切り】6月25日(月)

【申込方法】郵送・電話・FAX等により、お名前と住所をお知らせください。

お申込み・お問合せは、長浜米原東浅井介護保険運営協議会(☎1145、FAX0263)へ。

## 布団丸洗いサービス受付開始



市では、在宅で介護を受けておられる方が日常的に使用する布団を丸洗いするサービスの申請を受付けています。

【サービスが受けられる人】65歳以上で平成18年11月1日～平成19年4月30日の間で3か月以上在宅生活をされている方のうち、5月1日現在で介護保険要介護3～5の認定を受けているか、障害老人の日常生活自立度ランクBおよびCの方で、次の①から③のいずれかの項目に該当する方。

①ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯  
②所得税非課税世帯  
③生活保護を受けている世帯

【受付期間】6月1日(金)～15日(金)

【負担額】利用料の1割(500円程度)

お問合せは、高齢福祉介護課(☎657789)、浅井支所市民福祉課(☎74354)、びわ支所市民福祉課(☎25254)へ。

## 児童手当の現況届は6月中に！

受付・お問合せは、子育て支援課(☎6514)、浅井支所市民福祉課(☎74354)、びわ支所市民福祉課(☎25254)へ。

現在、児童手当を受けている人は、引き続き受ける資格があるかどうかを確認するため、「児童手当現況届」を提出していただくことになっています。

現況届は、次の窓口へ6月29日(金)までに提出してください。

年金受給者のみなさまへ  
年金振込通知書 送付のご案内

社会保険庁では、年金受給者を対象として、毎年6月にその年度に支給される年金額をお知らせする「年金振込通知書」を送付しています。

この通知書は、原則として向こう1年間の年金支払額をお知らせするものですが、支払額や支払機関等に変更があった場合は、改めて「年金振込通知書」が送付されます。

※平成19年度の年金額は、平成18年度の年金額と同額となるため、年金額改定通知書は送付されません。

# お知らせ



## 虐待と思ったら連絡を！

家庭児童相談室では、妊産婦や18歳未満の子どもとその家庭に関する相談、夫や恋人など親密な関係にある(あった)人から受ける暴力(DV)などの女性相談に応じています。

近所で子どもが虐待されている

るとき(虐待かもしれないと思われるときも)、また、子どもや家庭のことで困っている人があつたら、ぜひお気軽に家庭児童相談室へご相談ください。

※相談の内容に応じ、他の機関と連携をとりながら問題解決に当たります。秘密は厳守します。

★相談窓口・連絡先

家庭児童相談室(子育て支援課内)  
☎6544  
浅井支所市民福祉課  
☎74354  
びわ支所市民福祉課  
☎25254

## 予約年金相談 予約専用電話 TEL0749-23-5489

※希望日の1週間前までに電話で予約してください。

社会保険事務所では、年金に関する相談を予約制で実施しています。

■相談内容  
年金の加入期間の確認  
や年金見込額の試算、年金の請求など、年金受給に関する相談

■相談場所  
滋賀社会保険事務局彦根事務所(彦根市外町169-6)

■月～金の相談 ※祝日除く  
午前8時30分～午後5時15分  
※月曜は午後7時まで時間延長

■第2土曜日の相談  
6月9日  
午前8時30分～午後5時15分

◎1日社会保険相談所  
【と き】6月21日(木) 午前10時～午後4時  
【ところ】長浜商工会議所2階

【その他のお問合せ】平日の午前8時30分～午後5時  
滋賀社会保険事務局彦根事務所

○年金の受給に関すること  
年金給付課 ☎0749-23-1116

○国民年金保険料の納付や免除等に関すること  
国民年金業務課 ☎0749-23-1114